

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会 個人情報保護部会の会議概要

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例に基づき、以下の事項について審議するため、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会個人情報保護部会を開催しました。

今回の会議は、公開の審議会として開催しています。会議の概要は、以下のとおり公表します。

■ 名 称 第 11 回滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会個人情報保護部会

■ 日 時 令和 8 年 8 月 21 日（金曜日）
午後 1 時 30 分から午後 3 時 40 分まで

■ 場 所 大津市京町四丁目 1 - 1
滋賀県庁本館会議室

■ 出席者 委 員：川嶋部会長、河野委員、野口委員、山本委員（敬称略、五十音順）
県民情報室：小林室長、林野参事、田中主任主事、矢野主事
税政課：佐村課長補佐、宮原主査
DX 推進課：山本主査
市町振興課：早尻課長補佐、平井主事、野村主事

■ 議題

- 1 特定個人情報保護評価の再実施に伴う評価書の第三者点検について（諮問）
税政課から、県税賦課徴収事務に係る特定個人情報保護評価の再実施について諮問があり、資料（1～5、特定個人情報保護評価について）により説明を受け、審議した。
審議の結果、評価書の記載内容について、適当であると認められた。
- 2 特定個人情報保護評価第三者点検に係る状況報告について
市町振興課から、特定個人情報保護評価第三者点検に係る状況について、資料(住基 A～C)により報告を受けた。
- 3 令和 7 年度滋賀県住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について
市町振興課から、令和 7 年度滋賀県住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について、資料(住基 D)により報告を受けた。
- 4 今後の特定個人情報保護評価第三者点検における状況報告について
県民情報室から、今後の特定個人情報保護評価第三者点検における状況報告について、資料(01～02)により説明を受け、審議した。
審議の結果、特定個人情報保護ファイルの取扱状況について毎年報告（旧滋賀県個人情報

報保護審議会が行った答申による）を行う運用から、番号法ほか関連法規で定める一定期間経過時または重要な変更等が発生した段階で評価書の再実施を行う運用に変更する方針が認められた。

■ 問合せ先 滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室（担当者 田中）

電 話 ０７７－５２８－３１２１

FAX ０７７－５２８－４８１３